

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目 次

1. 東京圏	．．．．．	1
2. 関西圏	．．．．．	2
3. 仙北市	．．．．．	3

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

（3）事項：特区医療機器薬事戦略相談の実施

内容：以下に掲げる医療機関が、革新的医療機器の開発について、特区医療機器薬事戦略相談の実施を活用して、治験期間を短縮し、開発から市販・承認までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的医療機器の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【直ちに実施】

- ① 慶應義塾大学病院（東京都新宿区）
- ② 国立研究開発法人国立がん研究センター（東京都中央区）
- ③ 東京大学医学部附属病院（東京都文京区）

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(10) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

（国家戦略特別区域法第13条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）

国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客やMICEへのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

① 大阪府の別図1の区域

【平成28年4月より実施（池田市については同年5月より実施）】

※別図省略

仙北市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

（5）名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

（国家戦略特別区域法第24条の4に規定する特定非営利活動法人設立促進事業）

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、秋田県が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、仙北市においては、2月から2週間に短縮する。

【平成28年7月より実施】